

令和6年3月1日
阿見町総務部管財課

阿見町契約規則の一部改正について

阿見町契約規則について、以下のとおり一部改正いたします。

1. 適用年月日

令和6年4月1日から適用

2. 改正の概要

○第22条（見積書の徴収）

随意契約とするときは、2人以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、契約の性質又は目的により次の各号の一に該当するときは、見積書の徴取を1人とすることができる。

(1) 一件の発注標準金額が 10万円未満であるときとしていますが、20万円未満とします。

○第27条（契約書の省略）

次の各号の一に該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

(1) 10万円未満の売買、貸付、請負その他の契約をするときとしていますが、20万円未満とします。

〒300-0392

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号

阿見町 総務部 管財課 契約検査係

TEL：029-888-1111(代)

FAX：029-887-9560

E-mail：kanzaika-ofc@town.ami.lg.jp